



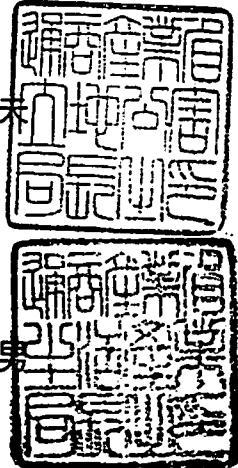
通商産業省

3生局第343号
平成3年12月24日

日本製紙連合会
会長 河毛 二郎 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫

通商産業省生活産業局長 堤 富男



紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

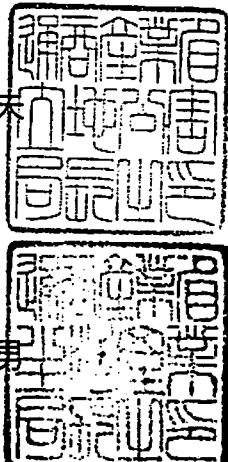


通商産業省

3生局第343号
平成3年12月24日

全国内装用段ボール原紙工業組合
理事長 松浦 宏志 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

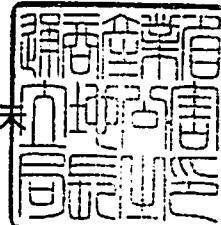


通商産業省

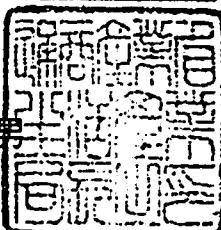
3生局第343号
平成3年12月24日

全国中芯原紙工業組合
理事長 田村 駿彰 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男



紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

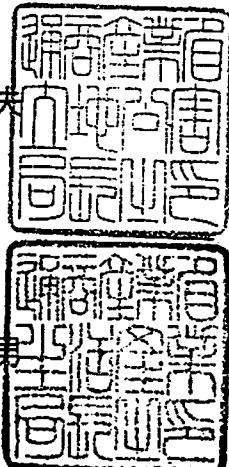


通商産業省

3生局第343号
平成3年12月24日

日本色板紙工業組合
理事長 北村 光雄 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

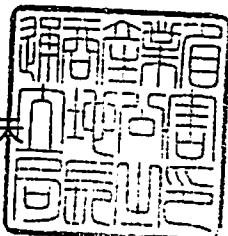


通商産業省

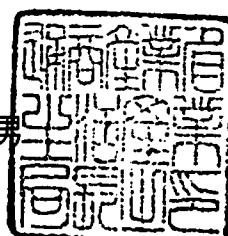
3生局第343号
平成3年12月24日

日本白板紙工業組合
理事長 佐野 治郎 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男



紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

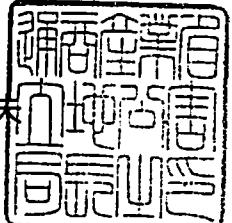


通商産業省

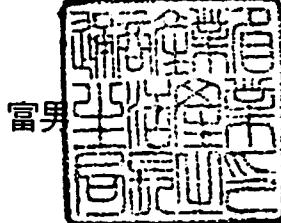
3生局第343号
平成3年12月24日

全日本紙管原紙工業組合
理事長 北村 光雄 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤



紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に遡って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

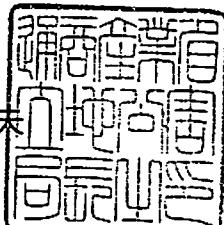
通商産業省

3生局第343号
平成3年12月24日

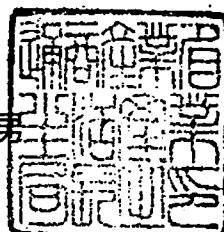
機械すき和紙連合会

会長 田村 瞳彰 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫



通商産業省生活産業局長 堤 富男



紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全



通商産業省

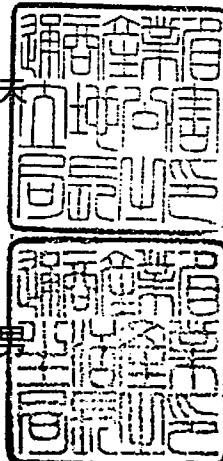
3生局第343号
平成3年12月24日

全国手すき和紙連合会

会長 森田 康生 殿

通商産業省立地公害局長 鈴木 英夫

通商産業省生活産業局長 堤 富男



紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の運用について

我が国においては、主要な資源の大部分を輸入に依存していることに加え、近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、廃棄物の発生量の増大等廃棄物をめぐる問題が深刻化している。このような状況に対応して、生産・流通・消費の各段階に亘って資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することが急務となっている。

このため、第120回国会において、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）が制定され、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年通商産業省令第53号。以下「判断基準」という。）その他の関係政省令とともに平成3年10月25日に施行され、紙製造業が特定業種として指定されたところである。

については、本法の趣旨を十分理解されるとともに、下記の事項に留意の上、貴団体傘下の事業者に対し、本法の周知及びその遵守の徹底を図られたい。

記

1. 古紙の定義

法第2条第1項における再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「政令」という。）第1条により指定されている「古紙」とは、紙、紙製品、書籍等その全

部又は一部が紙である物品であって、一度使用され、又は使用されずに収集されたもの又は廃棄されたもののうち、有用なものであって、紙の原材料として利用することができるもの（収集された後に輸入されたものも含む。）又はその可能性があるものをいう。

ただし、紙製造業に属する事業を行う者（以下「紙製造事業者」という。）の工場又は事業場（以下「工場等」という。）における製紙工程で生じるもの及び紙製造事業者の工場等において加工等を行う場合（当該紙製造事業者が、製品を出荷する前に委託により、他の事業者に加工を行わせる場合を含む。）に生じるものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原材料として利用されるものは、古紙としては取り扱わない。

2. 紙製造業に属する事業者の範囲

（1）政令第1条の規定に基づく紙製造業に属する事業者の範囲

法第2条第2項の規定に基づく特定業種として政令第1条の規定で定める「紙製造業」とは、日本標準産業分類（行政管理庁編）の中分類に掲げる「紙製造業」（182）であり、小分類の「洋紙製造業」（1821）、「板紙製造業」（1822）、「機械すき和紙製造業」（1823）及び「手すき和紙製造業」（1824）をいう。

紙製造業に属する事業を行う者は、すべて古紙に係る特定事業者として判断基準の規定に従い、古紙の利用に努めるものとする。

（2）政令第5条に定める要件に該当する特定事業者の範囲（勧告等の対象）

法第12条の規定に基づき、主務大臣は、特定事業者に対し、必要に応じて勧告等の措置をとることができるものとされている。その際、当該勧告等の対象となる特定事業者の範囲は、政令第5条において「年間の紙の生産量が1万トン以上であること。」と規定されている。ここにおいて、生産量を特定すべき「年間」は、直前の事業年度とし、「生産量」は、生産の能力ではなく、生産の実績とする。

3. 古紙利用率の算出方法

判断基準第1条に規定する「古紙利用率」については、次式により算出するものとする。

$$\text{古紙利用率} = \frac{(\text{古紙消費重量} + \text{購入古紙パルプ消費重量})}{(\text{パルプ消費重量} + \text{古紙消費重量} + \text{購入古紙パルプ消費重量} + \text{その他繊維原料消費重量})}$$

4. 「紙の種類ごとに異なる古紙の利用の状況を勘案する」ことについて

判断基準第1条においては、「紙製造業に属する事業を行う者は、……（中略）……、製造する紙の古紙利用率を向上させるものとする。その際、事業者は、印刷用紙、情報用紙及び包装用紙の古紙利用率が低いことその他の紙の種類ごとに異なる

る古紙の利用の状況を勘査する」と規定されている。

これは、国内の古紙利用率の目標を達成するためには、すべての紙製造事業者が、その製造する紙の古紙利用率の向上に努めなければならないが、紙の種類によって古紙の利用の状況が異なっているため、古紙の種類により今後の古紙利用率の向上の可能性が異なることから、従来の古紙利用率が比較的低く、古紙の利用の向上の可能性が比較的大きい種類の紙においては特に重点的に古紙利用率の向上に取り組まなければならない旨を規定しているものである。

5. 古紙利用計画の作成及びその実施状況に係る記録

(1) 様式

判断基準第4条第1項に規定する古紙利用計画については、様式第1により作成するものとし、また、同条第3項に規定する古紙利用計画の実施状況については、様式第2により記録を行うものとする。

(2) 古紙利用計画の作成時期及びその実施状況の記録の時期等

紙製造事業者は、法の施行日（平成3年10月25日）後に開始する事業年度ごとに、当該事業年度の開始前に古紙利用計画を作成するものとする。また、当該事業年度が終了した後速やかに当該事業年度に係る古紙利用計画の実施状況について記録を行うものとする。

なお、特定事業者は、法の施行日から次の事業年度の開始の日までの間についても、判断基準第1条から第3条まで及び第5条の規定に基づく義務を負う。

(3) 保存期間

古紙利用計画及びその実施状況に係る記録は、事業年度ごとに作成するものとする。また、古紙利用計画及びその実施状況に係る記録は、当該事業年度終了後少なくとも5年間事業者ごとに保存するものとする。

(4) 古紙利用計画等の報告

古紙利用計画及びその実施状況に係る記録については、本法の適確な運用を図るために応じ求めにより報告しなければならない。

平成 年度古紙利用計画

特定事業者の名称	
郵便番号及び住所	
代表者の氏名	
古紙利用計画に係る担当者	
氏名	
所属部署	
電話番号	

この計画に係る事業年度の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
----------------	-------------------

1. 紙の種類ごとの古紙利用率の目標等に関する事項

1-1 紙の種類ごとの古紙利用率の目標

紙の種類	当事業年度の古紙利用率の目標(%)	前事業年度の古紙利用率の実績見込(%)
紙・板紙合計		
紙 計		
新聞用紙		
印刷用紙		
情報用紙		
包装用紙		
衛生用紙		
雜種紙		
板紙計		
段ボール原紙		
白板紙		
雜板紙		

- (注) 1. 紙の種類の欄に掲げる紙の種類の内容は、別紙1のとおりとする。
 2. 前事業年度の古紙利用率の実績見込は次式により（見込を含み）算出することとし、小数点以下は第2位を四捨五入し、第1位の値までを記載すること。

$$A = (B+C) / (B+C+D+E)$$

(備考) この式における記号の意味は、次のとおりとする。

- A : 前事業年度の古紙利用率 (%)
 B : 前事業年度の古紙消費量（消費した古紙の消費量で、有姿の重量 (t)）
 C : 前事業年度の購入古紙バルブ消費量（購入し、消費した古紙バルブの消費量で、水分量10%のものの重量 (t)）
 D : 前事業年度のバルブ消費量（消費した木材バルブの消費量で、水分量10%のものの重量 (t)）
 E : 前事業年度のその他纖維原料消費量（B、C及びD以外の消費した纖維原料消費量で、有姿の重量 (t)）

1-2 製紙原料の消費計画等

(単位: t、%)

	古 紙	購入古紙 バルブ	バルブ	その他 纖維原料	合 計
①当事業年度消費量（計画）					
②前事業年度消費量（実績）					
③ ①-②					
④ ①/②					

(注) ③の欄はマイナスの場合は、△を付記すること。

1-3 古紙の品種別消費計画

(単位: t)

古紙の品種名	消費量(計画)
上白及びカード	
特白・中白・白マニラ	
模造・色上(アート古紙を含む)	
茶模造紙古紙(洋段を含む)	
切付(中色)・中更反古	
新聞	
雑誌	
段ボール	
台紙・地券・ボール屑・込新	

(注) 古紙の品種名の欄に掲げる古紙の品種の内容は、別紙2のとおりとする。

2. 古紙の利用のために必要な設備の整備等に関する事項

2-1 古紙置場等

当事業年度の古紙置場の増減計画の予定		前事業年度の古紙置場の能力(m ²)
増減等の別	能力(m ²)	
合 計		

(注) 増減の内訳を新設、増設、廃止別で記入し、合計の欄はマイナスの場合は、△を付記すること。

2-2 古紙の利用のために必要な設備の整備（新增設等計画）

工 程	当事業年度の新增設等の計画						前事業年度までの既設台数		
	設 備 の 名 称	新増設・ 改 造・廃 棄の別	設 置 年 月	台 数	型 式	能 力	台 数	型 式	能 力
①離解工程									
②異物除去工程									
③脱墨処理工程									
④漂白工程									
⑤その他の工程等									

(注) 1. 各工程に該当する設備名の例示

- ①離解工程：バルバー、分離ファイナーなど
- ②異物除去工程：クリーナー、スクリーンなど
- ③脱墨処理工程：フローテーターなど
- ④漂白工程：漂白タワーなど
- ⑤その他の工程等：リファイナー、薬品添付装置など

2. 能力は、1日(24時間)当たりの処理能力とする。

3. 設備は、新設・増設・改 造・廃棄、設置年月、型式及び能力の別に記載すること。

3. 古紙の利用のために必要な技術の向上に関する事項

(注) 古紙の利用のために解決すべき問題点及び具体的な対策を記載すること。

4. 紙の需要者に対する古紙の利用に関する情報の提供

(注) 特記事項があれば記載すること。

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

平成 年度古紙利用計画実施状況

特定事業者の名称	
郵便番号及び住所	
代表者の氏名	
古紙利用計画実施状況に係る担当者	
氏名	
所属部署	
電話番号	

実施状況に係る事業年度の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
----------------	-------------------

1. 紙の種類ごとの古紙利用率の実績等に関する事項

1-1 紙の種類ごとの古紙利用率等

(単位: t、%)

紙の種類	古紙消費量	購入古紙 バルブ 消費量	バルブ 消費量	その他 繊維原料 消費量	古紙 利用率	計画 達成率
紙・板紙合計						
紙 計						
新聞用紙						
印刷用紙						
情報用紙						
包装用紙						
衛生用紙						
雑種紙						
板紙計						
段ボール原紙						
白板紙						
雑板紙						

- (注) 1. 紙の種類の欄に掲げる紙の種類の内容は、別紙1のとおりとする。
 2. 当事業年度の古紙利用率のは次式により算出することとし、小数点以下は第2位を四捨五入し、第1位の値までを記載すること。

$$A = (B + C) / (B + C + D + E)$$

(備考) この式における記号の意味は、次のとおりとする。

A: 当事業年度の古紙利用率(%)

B: 当事業年度の古紙消費量(消費した古紙の消費量で、有姿の重量(t))

C: 当事業年度の購入古紙バルブ消費量(購入し、消費した古紙バルブの消費量で、水分量10%のものの重量(t))

D: 当事業年度のバルブ消費量(消費した木材バルブの消費量で、水分量10%のものの重量(t))

E: 当事業年度のその他繊維原料消費量(B、C及びD以外の消費した繊維原料消費量で、有姿の重量(t))

3. 計画達成率は、当事業年度の古紙利用計画の1. の「当事業年度の古紙利用率の目標(%)」欄に記載されたものと上記の表の古紙利用率との比とする。

1-2 紙の種類ごとの再生紙の生産実績等

(単位: t、%)

紙の種類	①全生産量 (t)	②再生紙生産量 (t)	②/① (%)
紙・板紙合計			
紙 計			
新聞用紙			
印刷用紙			
情報用紙			
包装用紙			
衛生用紙			
雑種紙			
板紙計			
段ボール原紙			
白板紙			
雑板紙			

(注) 1. 紙の種類の欄に掲げる紙の種類の内容は、別紙1のとおりとする。

2. 再生紙とは、紙の原料としてその全部又は一部に、古紙又は購入古紙パルプを使用したものをいう。

1-3 古紙及び購入古紙パルプの消費実績等

(単位: t、%)

	古 紙	購入古紙パルプ
①当事業年度消費量		
②前事業年度消費量		
③ ①-②		
④ ①/②		

(注) ③の欄はマイナスの場合は、△を付記すること。

1-4 古紙の品種別消費実績

(単位: t)

古紙の品種名	消費量(実績)
上白及びカード	
特白・中白・白マニラ	
模造・色上(アート古紙を含む)	
茶模造紙古紙(洋段を含む)	
切付(中色)・中更反古	
新聞	
雑誌	
段ボール	
台紙・地券・ボール屑・込新	

(注) 古紙の品種名の欄に掲げる古紙の品種の内容は、別紙2のとおりとする。

2. 古紙の利用のために必要な設備の整備の状況に関する事項

2-1 古紙置場等

当事業年度の古紙置場の増減等の実績		当該事業年度末の古紙置場の能力(m ³)
増減等の別	能力(m ³)	
合計		

(注) 増減の内訳を新設、増設、廃止別で記入し、合計の欄はマイナスの場合は、△を付記すること。

2-2 古紙利用のために必要な設備の整備の状況

工 程	当事業年度の新增設等の実績						⑥計画達成率 (%)
	設 備 の 称	新増設・ 改造・廃 棄の別	設置 年月	台数	型式	能力	
①離解工程							
②異物除去工程							
③脱墨処理工程							
④漂白工程							
⑤その他の工程等							

(注) 1. 各工程に該当する設備名の例示

- ①離解工程：パルバー、分離ファイナーなど
- ②異物除去工程：クリーナー、スクリーンなど
- ③脱墨処理工程：フローテーターなど
- ④漂白工程：漂白タワーなど
- ⑤その他の工程等：リファイナー、薬品添付装置など

- 2. 能力は、1日(24時間)当たりの処理能力とする。
- 3. 設備は、新設・増設・改造・廃棄、設置年月、型式及び能力の別に記載すること。
- 4. ⑥の計画達成率は、当事業年度の古紙利用計画の2-2の当事業年度の新增設等の計画欄に記載された台数及び能力と上記の表の台数及び能力の比とする。

3. 古紙の利用のために必要な技術の向上に関する事項

(注) 古紙の利用のために講じた具体的な対策を記載すること。

4. 紙の需要者に対する古紙の利用に関する情報の提供

(注) 特記事項があれば記載すること。

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

紙の種類の内容

紙の種類	内 容	
紙	新聞用紙	新聞巻取紙
	印刷用紙	非塗工印刷用紙（上級、中級、下級、薄葉）、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙（アート、コート、軽量コート、その他）、特殊印刷用紙（色上質、その他）
	情報用紙	複写原紙、感光紙用紙、フォーム用紙、PPC用紙、情報記録紙、その他
	包装用紙	未ざらし包装紙（重袋用両更クラフト紙、その他更クラフト紙、その他）、さらし包装紙（純白ロール紙、さらしクラフト紙、その他）
	衛生用紙	ティッシュペーパー、ちり紙、トイレットペーパー、生理用紙、タオル用紙、その他
板紙	段ボール原紙	ライナー（外装用（クラフト・ジュート）、内装用）、中しん原紙（パルプしん、特しん）
	白板紙	マニラボール（塗工、非塗工）、白ボール（塗工、非塗工）
	雑板紙	黄板紙、チップボール、色板紙、建材原紙（防水原紙、石こうボード原紙）、紙管原紙、ワンブ、その他板紙

(備考) 通産省「紙・パルプ統計」による品目分類表。

古紙の品種の内容

古紙の品種	内 容
上白及びカード	再選(特選)上白、上白、クリーム白、ケイ白、十付白、ビニール上白、更入白、甘口白など。和・洋カード及び各種白洋(板)紙の輸入裁落品を含む。
特白・中白・白マニラ	特白・中白・白マニラ・白損
模造・色上(アート屑を含む)	一品模造、上模造、並模造(模造反古)、青模造、一品色上、上色上、捧色上、並色上(ベタ色上)、上ケント、白アート、ケントアート、色アートなどを含む。
茶模造紙古紙(洋段を含む)	切茶、無地茶、セメント茶、雑袋茶、並茶及び輸入クラフト紙袋屑・Kライナーのサイドランなど。古紙を原料としない海外段ボール屑の国内発生品及び輸入品を含む。
切付(中色)・中更反古	印刷のある中質紙・更紙の反古一般、特上切・別上切・上切・並切等の切付類。ケントマニラを含む。
新聞	
雑誌	
段ボール	国産段ボール裁落及び古段ボール箱屑、並びにこれらに準ずる輸入品。
台紙・地券・ボール屑・込新	台紙、地券、ボール古紙、込新、茶(赤)ワンプ、紙管屑、色マニラ、ベタマニラを含む。

(備考) 通産省「紙・パルプ統計」による品目区分表。